

11. 教職課程の内部質保証

令和3年5月に教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第25号）が公布・施行され、教職課程認定を設置する大学においては、令和4年度より教職課程の自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務付けられております。

これを受け、本学では、教職課程の自己点検・評価マニュアルを策定し、点検・評価結果に基づき改善を行うことで、継続的な教職課程の質の向上取り組んでおります。

令和6年度に行った教職課程の内部質保証に係る活動は以下のとおりです。

年月	活動内容
令和6年6月	○教職課程自己点検結果報告書の掲載 令和5年度の教職課程の状況について、自己点検・評価を行い、報告図書として取りまとめた。点検の結果、法令上問題無いことが確認された。
令和5年12月	○新卒教諭等配置学校アンケートの実施 本学卒及び他大学卒の新卒教諭が配置されている県内公立学校に対し、教員としての資質・能力に関するアンケート調査を実施。令和6年度実施分については、221件（新卒教諭が配置されていない学校は除く）の回答があった。